

河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

少子・高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、活力ある社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これを受けて、本市では、人口の現状と将来の展望を提示する「河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成28年2月に策定しています。

また、令和元年12月には、国において長期ビジョンが改訂され、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことから、地方においても、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取り組みを進めるため、次期総合戦略を策定することとされています。

(2) 河内長野市第5次総合計画

第5次総合計画は、長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるため、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間として策定しています。その前期基本計画が令和2年度に終期を迎えるため、令和3年度からの5年間のまちづくりの指針となる後期基本計画について、前期基本計画の評価や社会情勢等の変化などを踏まえ、施策の優先度、重要度を重視しつつ、国の第2期総合戦略を勘案しながら、策定することとしています。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略と河内長野市第5次総合計画との整合

総合戦略は、第5次総合計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけており、次期総合戦略の策定にあたっては、第5次総合計画と整合を図りつつ策定する必要があります。

そのため、令和2年度に策定する第5次総合計画後期基本計画と次期総合戦略を同時に策定するとともに、計画期間も令和3年度から令和7年度までの5年間で一致させることにより、計画の整合を図ります。

また、現行の総合戦略については、計画期間を1年延長し、終期を令和2年度とします。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第5次総合計画 (基本構想)		10年 (H28－R7)									
第5次総合計画 (基本計画)		前期計画5年 (H28－R2)					後期計画5年 (R3－R7)				
総合戦略	5年 (H27－R1)					1年延長	次期計画5年 (R3－R7)				

2. まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値の設定

現行の総合戦略は、令和元年度の目標値を設定しています。計画期間の延長にあたって、令和2年度の目標値を新たに設定し、引き続き総合戦略の推進を図ります。

なお、総合戦略の目標値は、第5次総合計画の住みよさ指標をもとに設定していることから、総合戦略の令和2年度の目標値は第5次総合計画の中間値（令和2年度）を設定し、第5次総合計画との整合を図ります。

また、次期総合戦略では、令和7年度の目標値を設定しますが、設定する指標や目標値については、後期基本計画と整合を図るものとします。

3. まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

人口ビジョンは、第5次総合計画において令和7年度末の定住人口想定を10万人として人口減少の抑制に取り組むこととしていることについて、さらに長期的・計画的に人口対策を進める方向性を示すものとして策定しました。

今回の総合戦略の期間の延長にあたっては、人口ビジョンの見直しを行わず、令和2年度において、後期基本計画と整合を図りながら、次期総合戦略の策定と合わせて国勢調査など最新のデータ等に基づき時点更新を行うものとします。